

令和4年度 符津小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」また「いじめは、人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2. いじめ問題対策チームの構成員と対策チームの役割

「いじめ問題対策チーム」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年リーダーによる「いじめ問題対策チーム」を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

3. いじめの未然防止の取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを伝える。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①「反いじめ4ルール」に従い行動する。

- i) 私たちは他の人をいじめません
- ii) 私たちはいじめられている人を助けます
- iii) 私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます
- iv) もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します

②挨拶運動

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものでありいじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」である。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものである。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動等の異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自学、自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自他では思いや考えが違うことに気付かせ、そのような中に認められる自分が存在していることを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる活動や、相互交流の場の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、縦割り活動や総合的な学習の時間や生活科等における道徳的実践力の育成に資する体験活動の推進を行う。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

（１）いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- イ いつもと違う様子だと感じた児童がいる場合には学年や生活指導部会の場合において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- エ 児童に「生活（いじめ）に関するアンケート」を年２回（６月・１０月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

（２）いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。
- エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ) いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラー・心の相談員・養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

- ア) いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- イ) 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「こどもテレホン相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5. いじめに対する措置

いじめが認知された場合には、特定の職員だけで抱え込まず、いじめ問題対策チームで協議し、被害児童を守り通すと共に、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で指導を行う。また、速やかに概要を市教育委員会に報告する。

(1) いじめに対する組織的対応

①いじめ問題対策チームについて

○機能・役割

- ・ いじめを見逃さない学校づくりの推進
- ・ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ・ 「学校いじめ防止基本方針」の策定並びに教職員及び児童・保護者、地域に対する周知
- ・ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しの良い学校」づくりの推進
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携したいじめ問題への対応
- ・ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編成と指示

②個別案件対応班について

○目的

いじめ問題に対し、学級担任の抱え込みや一部教職員の過重負担を回避し、複数教職員による役割分担に沿った適切な対応を行うことで、早期解消を図る。

○構成

- ・ 当該児童の学級担任、いじめ問題対策チームの一部構成員を加えて組織する。
- ・ いじめ対応アドバイザーを要請した場合には、アドバイザーを加えることもある。
- ・ いじめ事案1件ごとに組織することを基本とする。

○機能・役割

- ・ 情報を詳細に収集・共有し、いじめ問題対策チームに報告する。
- ・ 具体的な対応策を検討し、役割分担を明確にする。
- ・ 役割分担に沿った対応をする。
- ・ 事態の進捗状況をいじめ問題対策チームに報告し、指示を受ける。
- ・ 対応策について吟味し、必要に応じて再検討を行う。

- ・対応の結果について整理し、記録に残す。

③いじめ対応アドバイザーの活用について

○目的

- ・心理や福祉の専門家、弁護士、医師。教員・警察官経験者など外部専門家の派遣を要請し、学校におけるいじめ問題への対応力向上を図る

○活用例

- ・平時におけるいじめ問題対策チームに対する指導・助言
- ・いじめ問題発生時の個別案件対応班における対応に関する指導・助言
- ・いじめ問題に対する研修講師

(2) いじめへの対処に関する留意事項

○いじめられている児童とその保護者への対応

いじめを受けた児童から、事実関係の聞き取りを行う。その後、問題対策チームで協議の上で、家庭訪問等により、できるだけ速やかに保護者に事実関係を伝えると共に、今後の対応について情報共有を行う。その際、当該児童の不安を取り除くなどの心のケア等の対応を行う。あわせて、いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、当該児童に継続的に寄り添い支える体制づくりを行う。

○いじている児童とその保護者への対応

いじめを行った児童から、事実関係の聞き取りを行う。いじめがあったことが確認された場合、直ちに複数の教員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置を取ると共に、継続的に指導を行う。またその保護者に対しても迅速に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で協力を求めると共に、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめを行った児童への指導に当たっては、必要に応じて、出席停止や懲戒、警察との連携による措置を含め、毅然とした対応を行う。一方で、いじめを行った児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達にも配慮する。

○いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きた場合には、加害者や被害者だけでなく、いじめを傍観していた児童に対しても、自分の問題と捉えさせ、たとえ、いじめをやめさせることができなくても、だれかに知らせる勇気を持つよう指導する。はやしたてる等、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○インターネットを通じて行われているいじめへの対応

ネット上の不適切なかき込み等については、ネットパトロール等を活用して早期発見に努めると共に、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置を取る。必要に応じて、警察等との適切な連携を図る。SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や携帯電話のメールを利用したいじめ等への対応については、インターネット・携帯電話関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラル教育の推進を図ると共に保護者への啓発を行う。

(3) 重大事項への対処

①重大事態の意味

- 児童が自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合
- 相当期間（目安は年間30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑い

②重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

③重大事態の調査

学校が調査の主体になる場合には、いじめ問題対策チームが母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、教育委員会の指導の下、調査する。たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

6. 年間計画

期	月	「いじめ問題対策チーム」の取組	その他全職員での取組
前期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討	・関係機関担当者の確認
	5月	・望ましい集団づくりのための取組内容の検討	・児童理解の会での情報交換
	6月	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・いじめアンケート
	7月	・教育相談の取組内容の検討	・いじめ対応アドバイザー訪問研修
	8月	・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討	
	9月	・前期取組の反省と後期の取組の検討	
後期	10月	・教育相談の取組内容の検討	・いじめアンケート
	11月		・いじめ対応アドバイザー訪問研修
	12月	・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討	
	1月		・教育相談後の情報交換
	2月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	
	3月		
定期的な取り組み ・児童理解の会で児童についての情報交換 ・児童の1日の振り返り（帰りの会） ・いじめアンケート ・縦割り活動時の認め合いの場の設定（遠足、掃除、符津っ子タイムなど）			